

## 証券投資信託 商品概要説明書

項目	内容
1. 商品名 愛称	DCニッセイ/パトナム・グローバル・コア株式
2. ご利用者	当商品を選定されている確定拠出年金プランの加入者および運用指図者の方 (ただし、名義は確定拠出年金制度における資産管理機関または国民年金基金連合会からの委託を受けた事務委託先金融機関となります。)
3. 商品分類	投資信託協会分類：追加型投信／海外／株式
4. 商品属性	
当初設定日	2001年 11月 30日
信託期間	無期限
クローズド期間	ありません。
主要投資対象	「ニッセイ/パトナム・海外株式マザーファンド受益証券」を主な投資対象とします。 (「ニッセイ/パトナム・海外株式マザーファンド受益証券」は日本を除く世界主要先進国の優良銘柄に分散投資します。)
運用方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 確定拠出年金制度向けファンドとして投資信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。</li> <li>● MSCIコクサイ指数(円ベース)をベンチマークとし、これを中長期的に上回ることを目標にアクティブ運用を行います。</li> <li>● 米国ボストンで資産運用業を行う「パトナム・インベストメンツ」のグループ会社である「ザ・パトナム・アドバイザリー・カンパニー・エルエルシー」へ運用指図に関する権限を委託します。</li> <li>● 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。</li> </ul>
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 株式への実質投資割合には制限を設けません。</li> <li>● 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。</li> <li>● 投資信託証券(マザーファンドは除きます)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</li> <li>● 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。</li> </ul>
ベンチマーク	MSCIコクサイ・インデックス(円ベース)
決算日	毎年12月20日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年1回の毎決算日に、収益分配方針に基づき収益分配を行います。
償還条項	委託会社は、信託期間中において、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、または、やむを得ない事情が発生したとき等は、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。償還が行われると受益権が換金されることにより運用が行えなくなります。
5. お申込み方法	当プランにおける拠出金または他の運用商品の売却資金により購入できます。
お申込み単位	1円以上1円単位
お申込み価額	購入約定日の基準価額が適用されます。
6. 解約方法	当プランで選定されている他の運用商品の購入資金に充当する場合は自由に解約できますが、確定拠出年金関連法令で定められている一定の給付事由以外は現金でのお引出しはできません。
解約価額	売却約定日の基準価額が適用されます。
7. 費用	この商品には次の費用がかかります。
販売手数料	ありません。
信託報酬	純資産総額に対して年1.98%(税抜年1.80%) (内訳:委託会社1.045%(税抜0.95%)、販売会社0.825%(税抜0.75%)、受託会社0.11%(税抜0.10%))
信託財産留保額	ありません。
その他費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 信託報酬に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときに投資信託財産中から支払います。</li> <li>● 組入る有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料および税金等は、投資信託財産中から支払います。この他に、売買委託手数料に対する消費税等に相当する金額および先物取引・オプション取引等に要する費用についても投資信託財産中から支払います。</li> <li>● 投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、当該監査報酬に係る消費税等相当額とともに投資信託財産より支払います。</li> </ul>

(運営管理機関) リそな銀行

項目	内容
7. 費用(つづき) その他費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支払います。</li> <li>● 投資信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として資金借入を行った場合、当該借入金の利息は、借入れのつど、投資信託財産中から支払います。</li> </ul>
8. お申込み不可日等	委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受付けた取得申込の受付を取り消すことができません。また、確定拠出年金制度上、取扱申込・解約請求ができない場合がありますので弊社コールセンターにお問合せください。
9. 課税関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 確定拠出年金制度においては換金時、償還時、収益分配時の利益に対して課税されません。</li> <li>● 加入者および運用指図者の年金資産残高に対して、約1%の特別法人税等が課税されますが、その適用については現在凍結されています。</li> </ul>
10. 利益の見込み 損失の可能性	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、将来の基準価額の予想ができないことから、利益の見込みを事前に示すことはできません。なお、当ファンドにおける運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。</li> <li>● 当ファンドの基準価額は、弊社コールセンター、Web等で開示します。</li> </ul>
11. 基準価額の主な 変動要因等	ファンドは、株式などの値動きのある証券等に投資しますので、基準価額は変動します。主なリスク要因は以下の通りです。
株式投資リスク	株式は国内および国際的な景気、経済、社会情勢の変化等の影響を受け、また業績悪化(倒産に至る場合も含む)等により、価格が下落する可能性があります。このような場合、ファンドの基準価額は、マザーファンドを通じて投資している株式の価格の下落に伴い、値下がりすることがあります。
カントリーリスク	ファンドはマザーファンドへの投資を通じて海外の有価証券に投資しますが、その国の政治・経済情勢、外国為替規制、資本規制等による影響を受け、基準価額が下落する可能性があります。
為替変動リスク	ファンドはマザーファンドへの投資を通じて外貨建の有価証券に投資しますので為替変動リスクを伴います。原則として対円での為替ヘッジを行わないため、為替変動の影響を直接的に受け、円高局面ではファンドの資産価値が大きく減少する可能性があります。
国別配分リスク	ファンドはマザーファンドへの投資を通じて、世界各国の有価証券へ投資します。この国別配分がファンドの収益の源泉となる場合もありますが、収益率の低い国の資産配分が大きい場合、ファンドの基準価額が下がる要因となる可能性があります。
流動性リスク	短期間に相当金額の解約申込みがあった場合、組入資産を売却することで解約金額の手当てをしますが、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあり、これに伴い基準価額が大きく下落することがあります。
その他	ファンドは、コマーシャル・ペーパー、譲渡性預金等の短期金融資産で運用する場合がありますが、発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により損失を被ることがあります。
12. セーフティー ネットの有無	投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
13. 持分の計算方法	解約価額(= 基準価額) × 保有口数 ※ 基準価額・解約価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除してください。
14. 委託会社	ニッセイアセットマネジメント株式会社(信託財産の運用指図等を行います。)
15. 受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社(信託財産の保管、管理業務を行ないます。) (再信託受託会社: 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

## (運営管理機関) リそな銀行

- ◆ 当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
- ◆ 当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。
- ◆ 投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および投資成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。
- ◆ 上記商品内容をご確認のうえ、確定拠出年金法第24条に基づき別途ご提供する上記商品の過去の運用実績と併せて、ご自身で投資判断を行っていただきますようお願いいたします。